

せいそう 労働者 速報

2022年10月26日
No. 1190
東京清掃労働組合
企画・総務局

2022年度賃金確定（第2回）専門委員会交渉を実施

勧告の精査や会計年度任用職員の勤勉手当、就職氷河期世代を対象とする採用制度の導入等について協議

10月26日（水）20時05分から、2022年度賃金確定（第2回）専門委員会交渉がもたれ、わが組合の考え方を主張してきました。

3月期の期末手当廃止は反対を主張

本年の特別区人事委員会勧告で「令和5年度から期末手当の3月支給を廃止し、6月・12月が均等になるように配分」と言及しました。そもそも、一時金の取扱いは労使協議事項でありますので、人事委員会による不当な介入・干渉になりますが、仮に支給回数を2回とした場合、4月採用の新規採用職員や会計年度任用職員は欠勤等日数が増えることが想定されるため、大幅な一時金の削減となります。一方では、勧告で若年層の賃金水準を改善させる内容となっていますから矛盾が生じます。あらためて、生涯賃金に影響のできる不利益な削減には強く反対の姿勢で主張しました。

また、交渉等により一時金の改定を必要とする場合は、これまででも3月の期末手当で調整が図られてきました。特別区は全国でも例を見ない自治体の集合体でありますから、統一交渉で妥結した結果を反映させるためには、労使とも相応の時間を要することになります。他都市にない事情を考慮すれば、3月期の期末手当はむしろ合理的であると主張しました。

わが組合は、十分な労使協議期間の確保の観点と併せ、3月の期末手当廃止については反対の立場で今後の交渉に臨みます。

会計年度任用職員に勤勉手当を

昨年の賃金確定で、会計年度任用職員の一時金についても引下げが行われました。会計年度任用職員は、その名のとおり一会計年度での契約となりますので、契約年度内に賃金の不利益変更を行うことについて問題があることをこの間指摘してきています。そもそも、会計年度任用職員制度は、非常勤職員の待遇を改善するために作られた制度ですが、昨年のようなことが続けられれば、一時金にお

いて改悪はあっても、改善は望めないこととなってしまいます。

国の非常勤職員は期末手当に加えて、勤勉手当も支給対象となっていますので、会計年度任用職員に対しても速やかに勤勉手当の支給に向けて早急に検討すべきです。わが組合としては、勤勉手当については反対の立場です。しかし、常勤職員に勤勉手当が措置されている以上は、会計年度任用職員についても国の非常勤職員と同様に勤勉手当が措置できるよう改善しなければならないと考えていますので、あらためて、国に対して強く働きかけることを求めました。

併せて、現状勤勉手当が措置されていない会計年度任用職員の一時金の引上げについては、期末手當に配分し、処遇の改善を図ることを求めました。

就職氷河期世代を対象とした採用制度を導入すべき

国は就職氷河期世代の雇用について、国の将来に関わる重要な課題と位置づけ、支援プログラムについて2年間の延長を決定しています。

これまで幾度となく主張してきたように、清掃職場では長年にわたり新規採用が抑制され続けてきた中、まさにこの世代の方々が非常勤職員として、ともに清掃事業を支えてきました。最近では各区において採用が再開されてきているものの、こうした方々の年齢は受験資格年齢を超えてしまい、今となっては採用試験を受験することもできません。しかし、就職氷河期世代を対象とした採用制度を活用すれば、受験することは可能になります。

長年ともに清掃事業を支えてきた方々に、正規職員となる機会を与えられるよう、あらためて、清掃職場にも就職氷河期世代を対象とした採用制度を導入すること求めました。

高齢者部分休業制度の取得要件についても言及

すでに先の夏季手当団体交渉において、給与の取扱いについて統一で確認がされ、各区において制度導入がされました。暫時、各区交渉が進められていますが、「日単位での取得は認めない」という区が多くみられます。清掃職場では、時間単位での取得が職務の正確上困難であることから、実質、清掃職員は制度の活用はできないに等しい実態となっています。

これらのことから、制度を導入する全ての区において、日単位での取得が可能となるよう、あらためて要請しました。

本日の専門委員会交渉により具体的な協議がスタートしました。いずれにしましても、今年度の人事委員会の勧告を踏まえると、業務職給料表が示されなければ具体的な協議ができませんので早期の提示を求めましたが、我われが求める賃金水準や任用制度を勝ち取るため、あきらめることなく協議に臨みます。

引き続き、各支部・組合員のご理解とご協力を願いするとともに、職場からの追い上げを是非とも宜しくお願いします。